

# 2026年度名古屋大学大学院工学研究科 博士後期課程女性フェローシップ制度募集要項

## 1. 趣旨

「名古屋大学大学院工学研究科博士後期課程女性フェローシップ制度」（以下、「本制度」という）は、工学研究科に在籍する博士後期課程女性院生が研究活動に専念できるよう、経済的な支援を行うとともに、女性院生同士やロールモデルとなる工学系女性教員等との交流、セミナー等へ参加の機会を通じ、女性院生が将来のキャリアやワークライフバランス等について安心して相談できる環境を整備することを目的としています。本制度は、文部科学省「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（特性対応型）」により実施されるものです。

## 2. 応募資格

### (1) 在籍条件

2026年4月1日時点で、本学博士後期課程に在籍する者（休学中の者を除く）。

### (2) 応募について指導教員の承認を得ている者。

### (3) 2026年6月1日時点で、以下のいずれにも該当しない者。<sup>(注1)</sup>

- ① 所属する大学や企業等から、生活費相当額として十分な水準<sup>(注2)</sup>で、給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる学生
- ② 国費外国人留学生制度による奨学金を受ける留学生
- ③ 母国からの奨学金等の支援を受ける留学生
- ④ 日本学術振興会の特別研究員
- ⑤ 名古屋大学融合フロンティアフェロー
- ⑥ 東海国立大学機構融合フロンティア次世代リサーチャー
- ⑦ 東海国立大学機構メイク・ニュー・スタンダード次世代研究事業 RESEARDENT

(注1) (3)に該当しない場合、他のフェローシップと重複して受給できることがあります。(3)に関する内定者も応募して良いが、採択が決定した場合は直ちにご連絡ください。

(注2) 生活費相当額として十分な水準は、240万円／年を基準とします。

## 3. 採用予定人数

3名程度

※採用予定人数は目安であり、応募状況を踏まえ調整を行う可能性があります。

#### 4. 奨励金

フェローシップ受給者には、以下の奨励金が支給されます。

(1) 研究専念支援金 月額5万円

原則毎月末までに、本人の口座に振り込まれます（2026年4～6月分は2026年7月末に振込予定）。当所得は雑所得となりますので、確定申告の手続きが必要となります。

※留学生は、租税条約の手続きを行うことにより確定申告が不要になる場合があります。

(2) 研究費 年額2万円

本学にて研究費を管理します。本学の会計手続きに従い、研究計画に沿った支出を行っていただきます。

#### 5. 支給期間

奨励金の支給期間は、2026年4月～2027年3月（2026年9月修了見込の場合は2026年9月まで）です。標準修業年限を超えての受給はできません。

支給中断・停止要件に該当した場合は、支給期間が短くなる場合があります。ただし、出産・育児等ライフイベントを経た者については、個別の事情に応じ、支援期間の中断・延長等も可能です。

#### 6. 申請書類

(1) 名古屋大学大学院工学研究科博士後期課程女性フェローシップ制度申請書（様式1）

(2) 研究概要等（様式2-A, B）

#### 7. 申請書提出

**提出期間 2026年6月1日（月）～2026年6月15日（月）正午**

**様式1、2-A, B を1つのPDFファイルにして電子メールにて提出して下さい。**

提出先：diversity\_fellowship@t.mail.nagoya-u.ac.jp

申請書類を提出された方には、書類受理後1～2日（提出日が土日祝日の場合は、翌平日）程度で確認メールを返信します。返信がない場合は、上記のメールアドレスに確認をお願いいたします。

#### 8. 選考および結果通知

(1) 選考

書類選考を実施します。

(2) 選考方針

評価項目は以下のとおりとし、個々の要素を踏まえて評価を行います。

① 将来を担う優れた博士人材となることが十分に期待できること。

② 目指す研究者像や博士号取得後のキャリアプランを持ち、その実現に向けて努力

していること。

(3) 結果通知

結果通知日 6月30日 (火)
-----------------

合格者に対して、申請時に登録していただいた電子メールアドレス宛に通知を行います。

## 9. フェローシップ受給者の義務

フェローシップ受給者には、以下の義務が課されます。

- (1) 研究に関する報告書の提出。
- (2) 本学が指定する公的資金の使用に係る研修、研究倫理教育の受講。
- (3) 本制度で実施する女性研究者ネットワークへの参加。
- (4) フェローシップ終了後の調査への協力。
- (5) その他本学が必要と定めた事項。

## 10. 奨励金支給の停止

次のいずれかに該当する場合は、奨励金の支給を停止します。

- (1) 短縮修了、退学、除籍又は転学したとき。
- (2) 停学の処分を受けたとき。
- (3) 奨励金を必要としない理由が生じたとき。
- (4) 応募資格の(3)に該当したとき。
- (5) (1)～(4)のほか、フェローとして適当でない事実があったとき。

## 11. 奨励金の返還

支給中断、停止の事由により、受給資格がないにもかかわらず支給を受けた奨励金があるときは、その支給を受けた金額のうち受給資格がないものとされる部分の金額を本学に返還することになります。

## 12. 問い合わせ先

E-mail : [diversity\\_fellowship@t.mail.nagoya-u.ac.jp](mailto:diversity_fellowship@t.mail.nagoya-u.ac.jp)